

## 文京区特定健康診査等実施計画等検討協議会運営要綱

制定 19文介国第18号 平成19年4月1日 区長決定  
改正 24文福国第55号 平成24年4月6日 部長決定  
改正 29文福国第46号 平成29年4月3日 部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区特定健康診査等実施計画等策定委員会設置要綱(19文介国第17号。以下「委員会設置要綱」という。)第6条第2項の規定に基づき、文京区特定健康診査等実施計画等検討協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 協議会は、特定健康診査等実施計画及び保健事業の実施計画の策定に際して、委員会設置要綱により設置される文京区特定健康診査等実施計画等策定委員会に対し、意見を述べる。

(委員)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員12人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 保健・医療関係者 3人以内
- (3) 関係団体等の構成者 4人以内
- (4) 公募区民 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

- 2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者のうちから委員の互選により選任する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部国保年金課及び保健衛生部健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。